

# 柏市自立支援協議会運営要領

制定 平成 2 4 年 4 月 1 日

施行 平成 2 4 年 4 月 1 日

## 1 目的

柏市自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者等の地域福祉の推進を図ることを目的とする。

## 2 役割

協議会は、個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を計画的に進めるほか、次の役割を担うこととする。

- (1) 柏市の障害福祉計画策定に対し、意見を述べること
- (2) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の質の向上を図るための体制の構築
- (3) 地域移行のネットワーク強化や社会資源の開発
- (4) 虐待防止，権利擁護，差別解消，医療的ケア支援，精神障害者の地域生活支援，地域生活支援拠点の運営等の障害者（児）の支援体制構築に取り組む関係機関との連携
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

## 3 構成

協議会の委員（以下「委員」という。）は、第 1 項の目的に賛同する次に掲げる者とする。

- (1) 当事者団体及び当事者の家族の団体
- (2) 障害者（児）支援機関
- (3) 相談支援事業者
- (4) 雇用関係機関
- (5) 教育関係機関
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 学識経験者

## 4 会長及び副会長

- (1) 協議会に会長及び副会長を各 1 名置く。
- (2) 会長，副会長は協議会において立候補により定める。複数立候補があったときは選挙により定める。また立候補のないとき

は委員の互選によって決定する。

(3) 会長は、協議会を代表し、議事の進行等を行う。

(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。

## 5 委員の任期

委員の任期は2年とする。ただし、申し出がない限り、更新するものとする。

## 6 会議

(1) 協議会には、全体会と運営会議を設置する。また、障害者等への支援体制に関する課題について分野ごと取組を推進するために、次の専門部会を設置する。

ア 相談支援部会

イ くらし部会

ウ はたらく部会

エ こども部会

(2) 全体会は協議会の活動方針、活動計画及び専門部会の設置並びに障害者等への支援体制に関する課題及び体制整備等について協議を行うほか、専門部会並びに第8項に規定する関係機関の活動報告を受けるものとする。全体会の招集は、運営会議で決定し、会長が行うこととする。構成員は、第3項に規定する委員で構成するものとする。

(3) 運営会議は全体会及び専門部会に提供する課題や情報の整理を行い、専門部会から抽出された課題があったときは事前に協議を行うほか、障害者計画策定部会に位置付けるとともに、当該計画に係る意見聴取を行うものとする。構成員は、会長、副会長、第7項に規定する部会長等、第8項に規定する関係機関の長等、学識経験者、委託支援事業者、障害福祉課により構成するものとする。

(4) 専門部会は全体会から提案された課題について必要な情報収集、調査研究を行うとともに、課題解決を図るための協議、事業及び研修等を行う。構成員は、会長及び第7項に規定する当該専門部会の部会長が認める者で構成するものとする。

(5) 前2号の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止その他の

会長がやむを得ないと認めるときは、委員に審議事項に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

- (6) 会長は、前号の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について書面により委員に報告しなければならない。

## 7 部会長及び副部会長

専門部会には、部会長と副部会長を置く。部会長は、委員の互選により定め、部会長が副部会長を指名する。

## 8 関係機関

第2項第4号の関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 柏市権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会
- (2) 柏市障害者差別解消支援地域協議会
- (3) 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会
- (4) 柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議
- (5) 柏市地域生活支援拠点運営会議

## 9 関係者の出席等

協議会は、必要に応じて第3項に規定する委員以外の関係者に対し、協議会への出席等を求め、意見又は説明を聴くことができるものとする。

## 10 秘密の保持

委員、職員その他協議会に参画した関係者等は、第6項に規定する会議を行う上で知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

### 11 協議会の運営の委託

- (1) 市長は、協議会の運営の全部又は一部を社会福祉法人であって適切な協議会の運営ができると認められるものに委託することができるものとする。
- (2) 市長は、受託者に対し定期的な報告を求めるものとする。

### 12 事務局

- (1) 協議会の事務局は、障害福祉課内に置く。
- (2) 前号の規定にかかわらず、前項第1号の規定による委託を受

けた受託者がある場合にあっては、当該受託者が行う委託業務の範囲において、事務局を当該受託者に置くものとする。

### 1 3 会議の公開

- (1) 協議会の会議は、運営会議及び専門部会を除き、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

ア 当該会議において、柏市情報公開条例（平成12年3月24日条例第4号）第7条の規定に該当する情報に関し、協議するとき

イ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき

- (2) 協議会の会議の公開又は非公開の決定は、協議会の長が当該協議会に諮り行うものとする。

- (3) 協議会の会議を公開するときは、次のとおり取り扱うものとする。

ア 協議会は、会場内に傍聴席を設けるものとする。

イ 協議会は、傍聴者名簿を作成するものとする。

ウ 傍聴者は、傍聴者名簿に氏名、所属を記入し入室するものとする。

エ 傍聴者が公然と意見を表明するなど、会議の妨げとなる行為をし、あるいは、許可なく会議の模様を撮影、録音したときは、退場などの措置を命ずるものとする。

### 1 4 補則

この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。